

水俣市告示第99号

水俣市畜産飼料価格高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月1日

水俣市長 高岡 利治

水俣市畜産飼料価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による、飼料価格高騰の影響を受けた畜産農家に対し、農家の経営規模に応じて水俣市畜産飼料価格高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付については、水俣市補助金等交付規則(昭和62年規則第10号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(支援金の交付対象となる者)

第2条 支援金の対象者は、市内の畜産農家で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和4年2月1日現在の「家畜伝染病予防法に基づく定期報告書及び熊本県畜産統計調査(以下「畜産統計調査」という。)」で報告があり、繁殖牛、肥育牛、乳用牛、豚、鶏の営農を行っている者。ただし、鶏は33羽以下の小規模羽数基準に該当する者を除く。
- (2) 水俣市に住所がある畜産農家。法人の場合は水俣市に本社があること。
- (3) 別表に定める経営の改善・安定化の取組みに2項目以上取り組む者
- (4) 市税について滞納がないこと。
- (5) 申請時に畜産を営んでおり、次年度も同規模での営農継続の意思がある者。
- (6) 水俣市農業資材等価格高騰対策支援金への申請を行っていない、又は行わない者。
- (7) 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)又はその法人の役員が、水俣市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではなく、これら反社会的勢力から出資金等資金提供を受けていないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に定める単価に令和4年2月1日現在の畜産統計調査に基づく飼育頭羽数を乗じた額とする。

- |                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| (1) 繁殖母牛(出生報告から18か月以上) | 1頭につき | 3,000円  |
| (2) 繁殖子牛(出生報告から18か月未満) | 1頭につき | 9,000円  |
| (3) 肥育牛                | 1頭につき | 21,000円 |
| (4) 乳用牛                | 1頭につき | 18,000円 |
| (5) 豚                  | 1頭につき | 2,000円  |
| (6) 鶏                  | 1羽につき | 300円    |

(支援金の申請及び請求)

第4条 支援金の交付を受けようとする畜産農家は、水俣市畜産飼料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 熊本県畜産統計調査（令和4年2月1日現在）の写し
- (3) 本人確認書類の写し、法人の場合は本社の住所が確認できる書類の写し
- (4) 市税の滞納のない証明書
- (5) 申請者名義の口座番号が確認できる書類
- (6) 経営の改善・安定化のための取引項目に係る書類等
- (7) その他市長が必要と認める書類  
（支援金の交付決定及び確定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を精査した上で支援金交付の可否を速やかに決定し、水俣市畜産飼料価格高騰対策支援金交付決定通知兼交付確定通知書（様式第3号）により通知するとともに支援金を交付するものとする。

（実績報告）

第6条 支援金の交付に係る実績報告は、前条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

（支援金の返還）

第7条 市長は、虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けていた者がいるときは、その交付決定を取り消し、当該支援金を返還させることができるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。  
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表

項	経営の改善・安定化のための取組項目
1	燃油高騰対策、省エネ対策への取組
2	肥料コスト低減対策の取組
3	飼料安定供給対策の取組
4	地産地消、六次産業化の取組
5	収入保険、畜産経営安定対策等への加入
6	スマート農業、新技術の導入